

# 生徒心得

## 1. 服装・頭髪

- ①身だしなみは、端正・清潔・質素であること。
- ②男女ともに、本校が定めた制服を着用すること。
- ③頭髪は、生徒としての品位を保つこと。
- ④やむを得ず異装をしなければならないときは、関係教師に申し出て、異装許可を得ること。
- ⑤体育時の服装は、指定のものを着用する。
- ⑥登下校および、他校訪問やそれに類する学校を離れる活動では、制服着用とすること。
- ⑦男子制服
  - ア. 本校指定の制服とし、購入、手直しは指定店で行うこと。
  - イ. 式典など、本校で指定した登校日には正装として、次の本校指定制服を着用すること。
    - ・ブレザー、スラックス、白ワイシャツ、ネクタイ
    - ・ソックスについては黒・紺色で無地のレギュラーソックスとする。
  - ウ. イ) 以外の日は略装として、次のものの着用を認める。
    - ・無地で白もしくは紺色のポロシャツ
    - ・本校指定のカーデイガン、ニットベスト

## ⑧女子制服

- ア. 本校指定の制服とし、購入、手直しは指定店で行うこと。
- イ. 式典など、本校で指定した登校日には正装として、次の本校指定制服を着用すること。
  - ・ブレザー、ベスト、スカート・スラックス、ブラウス、リボン、ネクタイ
  - ・ソックスについては黒・紺色で無地のレギュラーソックスとする。
  - ・ストッキングについては、肌色・黒色・紺色とする。
- ウ. イ) 以外の日は略装として、次のものの着用を認める。ただし、ベスト、ニットベスト、カーデイガンを必ず着用すること。
  - ・無地で白もしくは紺色のポロシャツ
  - ・本校指定のカーデイガン、ニットベスト
- エ. ブラウスを着用するときは、必ずリボン、ネクタイをすること。

## ⑨履物

- ア. 上靴は指定の運動靴とする。
- イ. 外靴については、全体の着こなしを考えたものであること。
- ウ. 体育時には、指定の運動靴を履くこと。(ただし、そのスポーツに適したものは認める)

## ⑩頭髪、化粧

- ア. パーマ、カール、エクステンション、ウィッグやそれに類するセットなどの頭髪加工および染色は禁止する。
  - イ. 化粧（マニキュア、口紅、アイライン、色つきリップ等）は一切禁止する。
- ## ⑪その他
- ア. 校内での帽子、パーカー、ジャンパー、オーバーコート類の着用は禁止する。
  - イ. 指輪、ピアス、サングラスおよびそれに類する装飾品を身につけることを禁止する。
  - ウ. 携帯電話は、登校から帰りの清掃終了までは使用禁止とする。放課後は連絡手段のみ使用を認める。
  - エ. また、校内でのウェアラブル端末（スマートウォッチを含む）、辞書機能付時計の使用は禁止とする。

## 2. 校内生活

### ①礼儀作法

- ア. 来客、職員に対しては会釈し、失礼のない応対をすること。
- イ. 授業の始めと終わりには、起立し礼をする。
- ウ. 校長室、職員室、事務室等に入入りするときは、ノックをし戸口で軽く会釈をすること。  
また、用件を済ませ速やかに退室する。
- エ. 校舎内では節度を持って他に迷惑をかけないように生活する。
- オ. 集会、儀式等では講演者、説明者に失礼な言動のないように注意する。

### ②授業

- ア. 授業中は私語を慎み教師の指示に従い積極的、主体的に学習すること。
- イ. 転席、退室などは教師の許可を得る。
- ウ. 自習時は静かに課題等を学習し、みだりに室外に出ない。
- エ. 遅刻した場合は静かに入室し、教師に申し出て着席する。
- オ. 各自教室内の整理・整頓に心がけ勉学に適するよう学習環境を作る。

### ③届け出

- ア. 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引等は、事前または当日、担任もしくは関係教師に連絡し、さらに所定の用紙により届ける。
- イ. 登校後、下校までは勝手に校舎外、校地外へ出てはならない。ただし、やむを得ない時は、担任もしくは関係教師に申し出て外出許可を受け早退届を携行する。
- ウ. 校舎内で集会・会合を行う場合は、必ず関係教師の許可を得る。

### ④清掃・施設・備品の使用

- ア. 校舎内外は清潔にし、毎日責任を持って所定の区域の清掃を行う。
- イ. 清掃用具は、適切に管理し破損しないように注意する。
- ウ. 学校の施設・備品等は大切に取り扱い汚したり破損したりしない。なお、誤って破損した場合、速やかに担任もしくは関係教師に申し出て、必要な書類などを届け出る。
- エ. 運動用具、楽器、その他の器具を使用する場合は、あらかじめ関係教師の許可を得る。使用後は整理・整頓に注意する。
- オ. 特別教室を利用する場合は、各室の「利用心得」による。

### ⑤掲示・出版

- ア. 校内での掲示物・出版物（ビラも含む）は、事前に関係教師に届け出て許可を得た後所定の場所に掲示し、終了後は速やかに処置する。

### ⑥所持品・携行品

- ア. 学校生活に関係ない物品、多額の金品、貴重品等は持参しない。
- イ. 生徒同士の金銭・物品の貸し借りは努めて避ける。
- ウ. 遺失物または捨得物があったときは、速やかに届け出る。

### ⑦飲食

- ア. 校内では **HR** 教室とその他認められた場所で飲食を行うこと。
- イ. 授業中の飲食はしないこと。

### ⑧下校時刻など

- ア. 完全下校は原則として午後5時00分とする。部活動に参加している生徒は午後6時45分とする。
- イ. 完全下校時刻後、早朝及び休業日に校舎を使用する場合、関係教師に届け出て許可、指導を受ける。

### 3. 校外生活

#### ①外出・外泊

- ア. 外出する時は、身分証明書を携帯する。
  - イ. 外出時間は午後9時までとする。
  - ウ. みだりに外泊をしない。
  - エ. やむを得ない場合は、保護者の許可を得る。
- #### ②興業・遊技場の出入り
- ア. 未成年者の入場を禁止している興業会場・遊技場への出入りを禁止する（ゲームセンターへの出入りを禁止する）。
  - イ. 公共施設を利用する時は、その施設の利用規則を守る。
- #### ③飲食店への出入り
- ア. 飲食店への出入りは午後9時までとし、アルコール類を置いている店への出入りは禁止する。
- #### ④届け出及び許可など
- ア. 長期旅行・登山・キャンプなどをとする場合は、保護者の許可を得、事前に学校に届け出る。
  - イ. 校外における集会などに参加する場合は、事前に学校に届け出て許可を得る。
  - ウ. アルバイトをする場合は、規程に従い、学校に届け出る。
  - エ. 住所・氏名・家族構成など身上に変更があった場合は、速やかに担任に届け出る。

## 2 車両に関する規定

### 1. 目的

- ① 自他の生命を尊重し、交通違反、交通事故の防止につとめ、交通安全の徹底を図る。

### 2. 自転車通学

- ① 自転車通学を希望する者は、家庭で保護者等と共に自転車の点検を行った上で、自転車通学願を提出する。
- ② 自転車通学をする者は、交通道徳・道路交通法ならびに次の事項を遵守する。
  - (1) ID ナンバーシールを貼付する。
  - (2) 自転車は学校指定の場所に置く。
  - (3) 並進、二人乗りはしない。
  - (4) 登校後、下校時まで乗らない。
- ③ 自転車は常に整備し、事故防止を心がける。
- ④ 降・積雪時、路面凍結時及び学校から指定された期間の自転車通学は禁止する。
- ⑤ 常に人命の尊さを考え、道路交通法を守り、安全な走行を心がける。
- ⑥ 上記の第2条の1～4の内容に対して著しく違反する者は、自転車通学を禁止する。

### 3. 原動機付自転車含む自動二輪車

- ① 原動機付自転車含む自動二輪車の免許取得は禁止する。

### 4. 普通自動車

- ① 普通自動車の免許取得は原則として禁止する。ただし、家庭の事情等で免許取得する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 免許を取得しようとする者は、事前に保護者が来校し、学級担任および生徒指導部と十分な話し合いの上で、免許取得願いを提出し許可を受ける。

### ② 免許取得の許可期間

- (1) 課業日 (ただし放課後とする)
    - 1 0月上旬より後期中間考査1週間前まで
    - 後期中間考査終了日より学年末考査1週間前まで
  - (2) 休業日
  - (3) その他
    - (1) (2)を原則とするが、学校事情や生徒会行事などの都合で例外もあり得る。
- ③免許取得の諸条件を遵守する。
- ア. 前期期末考査以降仮評定で1がある者については通学を許可しない。ただし、特別な事情がある場合には、別途審議のうえ許可する。
  - イ. 欠課時数が著しく多い者については通学を許可しない。ただし、各月末時点で回復すれば通学を許可する。また、特別な事情がある場合には、別途審議のうえ許可する。
  - ウ. 遅刻回数が著しく多い者については通学を許可しない。ただし、各月末時点で回復すれば通学を許可する。また、特別な事情がある場合には、別途審議のうえ許可する。
- ※欠課・遅刻に関しては、各月末時点で回復している者については通学を許可する場合もある。
- (2) 生活態度に問題がないこと。
  - (3) 指定された登校日に必ず登校すること。
  - (4) 在学中に車両を使用しないこと。

④その他

- (1) 在学中に無免許運転などの交通違反により指導をうけている者は、家庭学習期間以前の免許取得を禁止する。
- (2) 卒業後、万一交通違反または事故の当事者になった時は、ただちに学校へ届け出る。(卒業後とは3月1日から3月31日までをいう。)
- (3) 特別な事情がある場合は別途審議する。

### 3 アルバイトに関する規定

- 1. 勤務時間は原則として午後8時までとする。
- 2. 次のようなアルバイトは許可されないので注意すること。
  - ア) 危険を従う作業
  - イ) 18歳未満出入り禁止の場所
  - ウ) 車を使う仕事(上積みなどのトラック助手も含む)
  - エ) 高校生としてふさわしくない仕事
  - オ) 職場責任者・保護者等・担任の認印のない届け出によるもの
- 3. アルバイトをしようとする者は、その旨担任に申し出、所定の用紙に勤務先・保護者等の確認欄を記入のうえ届け出ること。
- 4. 事故のあった場合は、保護者等と雇用者間で解決すること。
- 5. 次の期間のアルバイトは原則として許可しない。
  - ア) 考査期間中
  - イ) 考査前1週間期間中